

# 令和3年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和3年12月24日(金)

午後1時30分から

場所 市役所 601会議室

## 1 あいさつ

## 2 協議事項

- ・令和4年度みよし市国民健康保険税の税率について

資料、参考資料

## 3 報告事項

- ・未就学児に係る被保険者均等割保険税の軽減措置について
- ・国民健康保険税限度額の改正について
- ・みよし市国民健康保険運営協議会委員定数の改正について

## ・令和3年度みよし市国民健康保険税の税率について

### 【国民健康保険の現状】

#### ●国民健康保険税および保険給付費の推移

本市の国民健康保険（以下「国保」という。）の被保険者数は、雇用状況の改善や社会保険適用対象者が拡大されたことにより、国保から全国健康保険協会保険や組合管掌健康保険などに移行したこと、75歳となり後期高齢者医療制度に移行したことなど、年々減少傾向にあります。また、これらに伴い、国保税収入も減少傾向となっています。

一方で、国保の支出の多くを占める保険給付費は、医療の高度化や高額化などにより、一人あたりの医療費が増加傾向にあります。

#### ●国民健康保険の県単位化と標準保険税率

将来にわたる国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を図るため、平成30年度から、これまでの市町村に加え、都道府県も国保制度を担うこと（県単位化）になりました。

県単位化に伴い、まず県は、市町村の被保険者数、医療費水準、所得水準等を元に市町村が県に支払う国保事業費納付金額を市町村ごとに決定します。次に市町村は、税を主な財源として、県に国保事業費納付金を支払い、その後、県は、市町村が必要な給付費を市町村に支払うことになりました。また、県は、市町村が国保事業を運営するために必要な税を確保するための、標準保険税率を毎年、市町村ごとに示し、それを参考にして、市町村は税率を定めることになりました。

本市の状況として、平成29年度から毎年愛知県が示している標準保険税率は、本市の保険税率よりも高く、本年11月に示された、令和4年度の標準保険税率（仮算定）は、平成30年度から令和3年度までと比較してもかなり高いものとなっており、その要因としては、県内において9位と医療費指数が高いこと、また、所得水準においては県内3位と非常に高いことなどが挙げられます。

## ●愛知県国民健康保険運営方針

平成 29 年度に策定された、愛知県国民健康保険運営方針では、「赤字市町村（法定外繰入をしている市町村）は、収納率の向上や医療費適正化等の取組を進め、新たな赤字が発生しないようにするとともに、目標年次を踏まえ計画的に保険税率を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解が得られる範囲で現実的な赤字の解消・削減を進めていくものとする。」とされています。

## ●一般会計からの法定外繰入

国保事業は、法律に基づき国保税、県からの交付金、基金からの繰入金、市の一般会計からの法定繰入金等の法定の金額により事業を運営しています。しかし、これらの法定の金額でも不足する場合には、市の一般会計からの法定外繰入金で補てんをして事業を運営することとなります。

本市の令和 2 年度の決算では、約 140,000 千円、令和 3 年度の予算では、約 168,000 千円を法定外繰入金として市の一般会計から繰入れをしています。

なお、愛知県国民健康保険運営方針では、法定外繰入は、「計画的・段階的な解消に努めるものとする。」とし、法定外繰入れを無くすように促しています。

## ●保険税率の改正状況

本市の国保税の改正状況は、平成 29 年度分から、「所得割」、「均等割」、「資産割」、「平等割」の 4 方式から「資産割」を廃止した 3 方式に変更し、平成 30 年度分から、県単位化に伴い、県から標準保険税率が示され、みよし市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、急激に被保険者の負担増にならないよう、7 年かけて標準保険税率に合わせられるように保険税率改正をすることとし、令和 2 年度まで実施し、令和 3 年度分については新型コロナウイルス感染症の影響等により税率改正せず据え置きとしました。

### 【保険税率見直しにおける留意点】

以上のことから、今後における国保税率の見直しについても、被保険者にとって急激な負担増とならないよう十分配慮するとともに、市の一般会計からの法定外繰入金額の削減についても計画的に進めていくことが必要となります。

### 3 報告事項

#### ・未就学児に係る被保険者均等割保険税の税率について

国保法の改正により、令和4年度から未就学児の均等割保険税が5割軽減になります。

均等割軽減の対象を未就学児までとした理由については、医療費自己負担も未就学児を対象に2割に軽減していること、免除とせず軽減としたことについては、低所得者にも一定の負担を求めていることなどを考慮しています。

#### ・国民健康保険税限度額の改正について

厚生労働省は令和4年度に国民健康保険税の全体の賦課限度額を3万円引き上げる提案をし、「税制改正の大綱」の閣議決定をもって正式に引き上げが決定する。

引き上げ額は、医療分が2万円の増額で65万円となり、後期高齢者支援金分が1万円の増額で20万円となることを見込んでいる。なお、介護納付金分は据え置きで17万円となっている。

本市においても賦課限度額については国の定める賦課限度額を採用しているため国の法改正等に準じて改正する。

#### ・みよし市国民健康保険運営協議会委員定数の改正について

みよし市国民健康保険運営協議会の委員定数は「みよし市国民健康保険条例」で定められており、現在、被保険者を代表する委員4名、保険医または保険薬剤師を代表する委員4名、公益を代表する委員4名の12名で構成されています。

構成委員に被用者保険代表（社会保険保険者）に入っただき、広く多様な意見を聴取できる環境を整えられるよう検討しております。

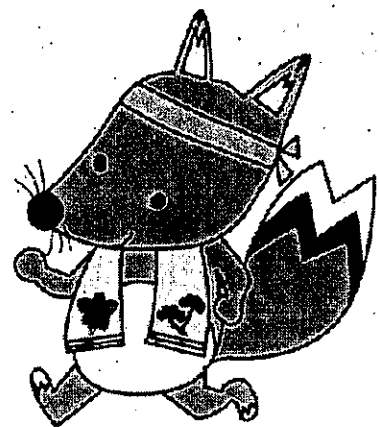
つきましては、次期任期（来年度から3年間）よりの変更を考えております。



## みよし市民憲章

わたしたちは、恵まれた自然と郷土を愛し、自らの手で、ここをいっそう生きがいのある住みよいまちにするために、この憲章を定めます。

- 1 あふれるばかりの緑と花を育て 川をきれいにし  
うるおいのある美しいまちにしましょう
- 1 しあわせな家庭をつくり スポーツに親しみ  
青少年の伸びるまちにしましょう
- 1 教養をたかめ 知性をみがき かおり高い  
文化のまちにしましょう
- 1 誇りと創意をもって仕事に励み 調和のとれた  
豊かなまちにしましょう
- 1 進んできまりを守り 互いに信じあえる  
明るいまちにしましょう



みよし市健康づくり大使  
「キューちゃん」

令和3年度 第2回 みよし市国民健康保険運営協議会

# 令和4年度みよし市国民健康保険税の税率について

令和3年12月24日

## 目次

1	みよし市国民健康保険の現状	1 頁
2	前回(令和3年2月6日)の提言の付帯意見要旨	2 頁
3	基本的な考え方	2 頁
4	令和4年度税率改定検討表	3,4 頁
5	参考資料	
	税率・最高限度額及び賦課割合(昭和46年～)	5 頁



# 1 みよし市国民健康保険の現状

## 1. 被保険者数の推移

(単位:人)

年度	一般分	退職分	計
R1(H31)	9,220	2	9,222
R2	9,031	0	9,031
R3	8,926	0	8,926

※R1,R2年度は年度平均、令和3年度は11月末までの年度平均

## 2. 保険税額の推移

(単位:円)

年度	現年課税分 全体調定額	1人当り額
R1(H31)	961,605,500	104,273
R2	975,142,600	107,977
R3	980,843,600	109,886

## 3. 保険給付費の推移

(単位:円)

年度	保険給付費	1人当り額
R1(H31)	2,753,311,312	298,559
R2	2,649,808,251	293,412

※保険給付費:療養給付費・療養費・高額療養費の計

## 4. 標準保険税率(仮算定・本算定)とのみよし市の税率比較

	医療保険分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
R1年度税率 ①	5.94	24,500	20,900	1.34	8,200	4,400	1.20	8,500	4,600	8.48	41,200	29,900
R2年度標準保険税率 ② (本算定 R2.1)	6.35	26,005	18,130	2.30	9,284	6,472	2.12	10,927	5,558	10.77	46,216	30,160
R1年度とR2年度(本算定)の差 ②-① ③	0.41	1,505	△ 2,770	0.96	1,084	2,072	0.92	2,427	958	2.29	5,016	260
R2,3年度税率 ④	6.02	24,800	20,400	1.53	8,400	4,800	1.38	8,900	4,700	8.93	42,100	29,900
R3年度標準保険税率 ⑤ (本算定 R3.1)	6.25	25,577	17,795	2.48	9,924	6,905	2.47	12,506	6,390	11.20	48,007	31,090
R2,3年度とR3年度(本算定)の差 ⑤-④ ⑥	0.33	1,205	△ 2,605	0.77	1,524	2,105	0.74	3,606	1,690	1.84	6,335	1,190
R4年度標準保険税率 ⑦ (仮算定 R3.11)	6.84	29,270	19,250	2.48	10,313	6,783	2.75	14,112	7,043	12.07	53,695	33,076
R2年度とR3年度(仮算定)の差 ⑦-④ ⑧	0.82	4,470	△ 1,150	0.95	1,913	1,983	1.37	5,212	2,343	3.14	11,595	3,176

## 5. 一般会計繰入金

(単位:円)

年度(当初予算・決算)	基金繰入金	一般会計繰入金 (法定)	一般会計繰入金 (法定外)		一般会計繰入金 (合計)	一般会計繰入金 (法定外)1人当り		
			内財源補てん分			内財源補てん分		
R1	当初予算	140,000,000	208,307,000	170,800,000	116,807,000	379,107,000	18,521	12,666
	決算	140,000,000	219,799,559	155,504,441	110,035,456	375,304,000	16,862	11,932
R2	当初予算	130,000,000	227,542,000	146,599,000	100,575,000	374,141,000	16,233	11,137
	決算	130,000,000	226,661,592	139,745,408	99,438,105	366,407,000	15,474	11,011
R3	当初予算	180,000,000	223,275,000	168,457,000	127,344,000	391,732,000	18,873	14,267

※一般会計繰入金(法定外):国が示している繰入金項目以外で一般会計から繰り入れしているもの

## 2 前回(令和3年2月5日)の答申の付帯意見

- 1 愛知県から示された標準保険税率を考慮した国民健康保険税率とされたい。
- 2 被保険者の国民健康保険税率の急激な負担増にならないよう考慮しながら、計画的に一般会計からの法定外繰入を削減できるような税率設定とされたい。
- 3 国民健康保険税の課税限度額については、引き続き国の定めた限度額とすることが望ましい。
- 4 国民健康保険税の減額の対象となる所得については、引き続き国の定めた額とすることが望ましい。
- 5 財源の安定確保、また公平性の観点からも国民健康保険税の収納率向上に今後も努力されたい。
- 6 医療費抑制に資するため、特定健診・特定保健指導の受診率の向上に、一層努められたい。

## 3 基本的な考え方

●下記の見直しのポイントについて考慮し、次の3案について検討する。

見直しのポイント	比較検討の詳細案
<p>1. 令和3年11月に県が仮算定で示した、令和4年度のみよし市の標準保険税率は、市の現行税率と比べて、昨年度同様に大きく差が開いている。(標準保険税率が現行税率より高い。)</p> <p>2. 県が示した標準保険税率と市の税率の差等により、一般会計法定外繰入(財源不足分)が発生する。 →標準保険税率は市町村が県に支払う国民健康保険事業費納付金を支払えるように税率設定されているため。</p> <p>3. 県が平成29年度に策定した愛知県国民健康保険運営方針では、「赤字市町村(法定外繰入をしている市町村)は、収納率の向上や医療費適正化等の取組を進め、新たな赤字が発生しないようにするとともに、目標年次を踏まえ計画的に保険税率を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解が得られる範囲内で現実的な赤字の解消・削減を進めていくものとする。」としている。</p> <p>4. 平成29年度国民健康保険運営協議会答申で、「国民健康保険税の税率について、平成30年度から段階的に標準保険税率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入の削減を図っていくことが望ましい。平成30年度から平成29年度における改定率を参考に7年をかけて標準保険税率に近づけるものとする。なお、標準保険税率は毎年見直されるため、今後の税率改定については、本協議会にて検討していくことが望ましい。」としており、令和元年度の答申においても、平成29年度の答申を踏まえ5年をかけて標準税率に近づけることが適当であると判断された。しかしながら、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により税率改正を行わず据え置きとしたためそれを踏まえた検討が必要になる。</p>	<p>(案1) 令和4年度の税率改正は行わない。</p> <p>(案2) 令和4年度の改正で標準保険税率と同程度とする。</p> <p>(案3) 令和4年度の税率は、標準保険税率との差を3回で均等に近づけるようにしたものとする。 (平成29年度答申の税率改正の方針を踏まえ、現行税率と標準保険税率との差を平成30年度から令和6年度までの7回の改正で均等に近づけていくもの(R3据え置き))</p> <p>(案4) 令和4年度の税率は、標準保険税率との差を4回で均等に近づけるようにしたものとする。 (平成29年度答申の税率改正の方針を踏まえ、現行税率と標準保険税率との差を7回の改正で均等に近づけていくもの(8年間で改正))</p> <p>(案5) 令和4年度の改正は、標準保険税率との差を6回で均等に近づけるようにしたものとする。 (標準保険税率の増税率に合わせて増税となるが、被保険者の著しい負担増を考慮し設定するもの(平成29年度の答申によらず、現況を考慮し、令和9年度までの6回の改正で均等に近づけていくもの))</p> <p>(案6) 令和4年度の改正は過去の平均的な増税率から算出し、標準保険税率との差を今から7回の改正で均等に近づけるようにしたものとする。 (平成29年度の答申によらず、被保険者の負担増を考慮して令和10年度までの7回の改正で均等に近づけていくもの)</p>

# 4 令和4年度 税率改正検討表

○平成30年度税率、令和元年度税率、令和2、3年度税率、R4年度標準税率(R3.11仮算定)との比較

	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)
H30年度税率	5.87%	24,300円	21,400円	1.17%	8,100円	4,100円	1.02%	8,100円	4,400円	8.06%	40,500円	29,900円	223,700円	(-3.9%)	103,253円	(-4.5%)	933,935,403円	-%
R1年度税率	5.94%	24,500円	20,900円	1.34%	8,200円	4,400円	1.20%	8,500円	4,600円	8.48%	41,200円	29,900円	231,000円	(-3.3%)	105,631円	(-2.3%)	955,445,166円	-%
(H30とR1税率の差)	(0.07%)	(200円)	(-500円)	(0.17%)	(100円)	(300円)	(0.18%)	(400円)	(200円)	(0.42%)	(700円)	(0円)	(7,300円)	-%	(2,378円)	-%	(21,509,763円)	-%
R2,3年度税率	6.02%	24,800円	20,400円	1.53%	8,400円	4,800円	1.38%	8,900円	4,700円	8.93%	42,100円	29,900円	239,100円	(-3.5%)	109,056円	(-3.2%)	986,420,586円	-%
(R1とR2,3税率の差)	(0.08%)	(300円)	(-500円)	(0.19%)	(200円)	(400円)	(0.18%)	(400円)	(100円)	(0.45%)	(900円)	(0円)	(8,100円)	-%	(3,425円)	-%	(30,975,420円)	-%
R4標準保険税率(R2.11仮算定)	6.84%	29,270円	19,250円	2.48%	10,313円	6,783円	2.75%	14,112円	7,043円	12.07%	53,695円	33,076円	307,400円	(-28.6%)	131,320円	(-20.4%)	1,187,810,756円	(-20.4%)
(R3税率とR4標準税率との差)	(0.82%)	(4,470円)	(-1,150円)	(0.95%)	(1,913円)	(1,983円)	(1.37%)	(5,212円)	(2,343円)	(3.14%)	(11,595円)	(3,176円)	(68,300円)	-%	(22,264円)	-%	(201,390,170円)	-%

①「モデル世帯の年税額」のモデル世帯は、賦課基準所得 1,500千円(基礎控除後)・被保険者2人(40歳以上65歳未満1人 40歳未満1人)とする。  
 ②「被保険者1人当たりの年税額」は、介護分も全体被保険者(R3.4.1現在9,045人)で除している。

## ○(案1) 税率改正を行わない場合

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外繰入金(財源不足分)	一般会計法定外繰入金(財源不足分)被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率		
R4	6.02%	24,800円	20,400円	1.53%	8,400円	4,800円	1.38%	8,900円	4,700円	8.93%	42,100円	29,900円	239,100円	-%	109,056円	-%	986,420,586円	-%	201,390,170円	22,265円

③「一般会計法定外繰入金(財源不足分)」については、標準保険税率と同じ税率にすれば、財源不足が発生しないことを前提条件とした数値。

## ○(案2) 令和4年度の改正で標準保険税率と同程度にした場合

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外繰入金(財源不足分)	一般会計法定外繰入金(財源不足分)被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率		
R4	6.84%	29,200円	19,200円	2.48%	10,300円	6,700円	2.75%	14,100円	7,000円	12.07%	53,600円	32,900円	307,000円	(-28.4%)	131,189円	(-20.3%)	1,186,611,052円	(-20.3%)	1,199,704円	133円
(前年差)	(0.82%)	(4,400円)	(-1,200円)	(0.95%)	(1,900円)	(1,900円)	(1.37%)	(5,200円)	(2,300円)	(3.14%)	(11,500円)	(3,000円)	(67,900円)	-%	(22,133円)	-%	(200,190,466円)	(-20.3%)		

## ○(案3) 数年かけて(残り3回)標準税率と同程度にした場合 【平成29年度国保運営協議会答申に基づき、現行税率と標準保険税率との差を平成30年度から令和6年度までの7回の改正で均等に近づけていくもの】

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外繰入金(財源不足分)	一般会計法定外繰入金(財源不足分)被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率		
R4	6.29%	26,200円	20,000円	1.84%	9,000円	5,400円	1.83%	10,600円	5,400円	9.96%	45,800円	30,800円	261,200円	(-9.2%)	116,480円	(-6.8%)	1,053,569,407円	(-6.8%)	134,241,349円	14,841円
(前年差)	(0.27%)	(1,400円)	(-400円)	(0.31%)	(600円)	(600円)	(0.45%)	(1,700円)	(700円)	(1.03%)	(3,700円)	(900円)	(22,100円)	-%	(7,424円)	-%	(67,148,821円)	-%		
R5	6.56%	27,700円	19,600円	2.16%	9,600円	6,000円	2.29%	12,300円	6,200円	11.01%	49,600円	31,800円	283,800円	(-8.7%)	123,871円	(-6.3%)	1,120,432,510円	(-6.3%)	67,378,246円	7,449円
前年差	(0.27%)	(1,500円)	(-400円)	(0.32%)	(600円)	(600円)	(0.46%)	(1,700円)	(800円)	(1.05%)	(3,800円)	(1,000円)	(22,600円)	-%	(7,391円)	-%	(66,863,103円)	-%		
R6	6.84%	29,200円	19,200円	2.48%	10,300円	6,700円	2.75%	14,100円	7,000円	12.07%	53,600円	32,900円	307,000円	(-8.2%)	131,189円	(-5.9%)	1,186,611,052円	(-5.9%)	1,199,704円	133円
前年差	(0.28%)	(1,500円)	(-400円)	(0.32%)	(700円)	(700円)	(0.46%)	(1,800円)	(800円)	(1.06%)	(4,000円)	(1,100円)	(23,200円)	-%	(7,318円)	-%	(66,178,542円)	-%		
増減率(額)計	(0.82%)	(4400円)	(-1200円)	(0.95%)	(1900円)	(1900円)	(1.37%)	(5200円)	(2300円)	(3.14%)	(11500円)	(3000円)	(67900円)	(-28.4%)	(22133円)	(-20.3%)	(200190466円)	(-20.3%)		

①「モデル世帯の年税額」と②「被保険者1人当たりの年税額」の「伸び率(対前年)」で差が生じるのは、①「モデル世帯の年税額」は、軽減や課税限度額の対象世帯とならないが、②「被保険者1人当たりの年税額」では、軽減や課税限度額対象世帯が含まれるため、税額の伸びが抑えられる。

○(案4) 数年かけて(残り4回)標準税率と同程度にした場合 【平成29年度国保運営協議会答申に基づき、現行税率と標準保険税率との差を7回の改正で均等に近づけていくもの(期間は8年間、H30からR7)】

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外繰入金 (財源不足分)	一般会計法定外繰入金 (財源不足分) 被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率		
R4	6.22 %	25,900 円	20,100 円	1.76 %	8,800 円	5,200 円	1.72 %	10,200 円	5,200 円	9.70 %	44,900 円	30,500 円	255,600 円	( 6.9 %)	114,591 円	( 5.1 %)	1,036,486,740 円	( 5.1 %)	151,324,016 円	16,730 円
(前年差)	( 0.2 %)	( 1,100 円)	( -300 円)	( 0.23 %)	( 400 円)	( 400 円)	( 0.34 %)	( 1,300 円)	( 500 円)	( 0.77 %)	( 2,800 円)	( 600 円)	( 16,500 円)		( 5,535 円)		( 50,066,154 円)			
R5	6.42 %	27,000 円	19,800 円	2.00 %	9,300 円	5,700 円	2.06 %	11,500 円	5,800 円	10.48 %	47,800 円	31,300 円	272,600 円	( 6.7 %)	120,221 円	( 4.9 %)	1,087,414,726 円	( 4.9 %)	100,396,030 円	11,100 円
前年差	( 0.2 %)	( 1,100 円)	( -300 円)	( 0.24 %)	( 500 円)	( 500 円)	( 0.34 %)	( 1,300 円)	( 600 円)	( 0.78 %)	( 2,900 円)	( 800 円)	( 17,000 円)		( 5,630 円)		( 50,927,986 円)			
R6	6.63 %	28,100 円	19,500 円	2.24 %	9,800 円	6,200 円	2.40 %	12,800 円	6,400 円	11.27 %	50,700 円	32,100 円	289,700 円	( 6.3 %)	125,779 円	( 4.6 %)	1,137,676,122 円	( 4.6 %)	50,134,634 円	5,543 円
前年差	( 0.21 %)	( 1,100 円)	( -300 円)	( 0.24 %)	( 500 円)	( 500 円)	( 0.34 %)	( 1,300 円)	( 600 円)	( 0.79 %)	( 2,900 円)	( 800 円)	( 17,100 円)		( 5,558 円)		( 50,261,396 円)			
R7	6.84 %	29,200 円	19,200 円	2.48 %	10,300 円	6,700 円	2.75 %	14,100 円	7,000 円	12.07 %	53,600 円	32,900 円	307,000 円	( 6.0 %)	131,189 円	( 4.3 %)	1,186,611,052 円	( 4.3 %)	1,199,704 円	133 円
前年差	( 0.21 %)	( 1,100 円)	( -300 円)	( 0.24 %)	( 500 円)	( 500 円)	( 0.35 %)	( 1,300 円)	( 600 円)	( 0.80 %)	( 2,900 円)	( 800 円)	( 17,300 円)		( 5,410 円)		( 48,934,930 円)			
増減率(額)計	( 0.82 %)	( 4,400 円)	( -1,200 円)	( 0.95 %)	( 1,900 円)	( 1,900 円)	( 1.37 %)	( 5,200 円)	( 2,300 円)	( 3.14 %)	( 11,500 円)	( 3,000 円)	( 67,900 円)	( 28.4 %)	( 22,133 円)	( 20.3 %)	( 200,190,466 円)	( 20.3 %)		

①「モデル世帯の年税額」と②「被保険者1人当たりの年税額」の「伸び率(対前年)」で差が生じるのは、①「モデル世帯の年税額」は、軽減や課税限度額の対象世帯とならないが、②「被保険者1人当たりの年税額」では、軽減や課税限度額対象世帯が含まれるため、税額の伸びが抑えられる。

○(案5) 標準保険税率の増税率に合わせて増税し、著しい税負担にならないよう考慮した場合(残り6回) 【令和4年度標準保険税率(仮算定)の発表を受け、現行税率と標準保険税率との差を6回の改正で均等に近づけていくもの(期間は今から6年間、R9まで)】

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外繰入金 (財源不足分)	一般会計法定外繰入金 (財源不足分) 被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率		
R4	6.14 %	25,500 円	20,200 円	1.68 %	8,700 円	5,100 円	1.60 %	9,700 円	5,000 円	9.42 %	43,900 円	30,300 円	249,700 円	( 4.4 %)	112,606 円	( 3.3 %)	1,018,539,539 円	( 3.3 %)	169,271,217 円	18,714 円
(前年差)	( 0.12 %)	( 700 円)	( -200 円)	( 0.15 %)	( 300 円)	( 300 円)	( 0.22 %)	( 800 円)	( 300 円)	( 0.49 %)	( 1,800 円)	( 400 円)	( 10,600 円)		( 3,550 円)		( 32,118,953 円)			

○(案6) 過去の増税率に合わせて(残り7回)標準税率と同程度にした場合 【令和4年度標準保険税率(仮算定)の発表を受け、現行税率と標準保険税率との差を7回の改正で均等に近づけていくもの(期間は今から7年間、R10まで)】

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外繰入金 (財源不足分)	一般会計法定外繰入金 (財源不足分) 被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率		
R4	6.13 %	25,400 円	20,200 円	1.66 %	8,600 円	5,000 円	1.57 %	9,600 円	5,000 円	9.36 %	43,600 円	30,200 円	248,200 円	( 3.8 %)	112,106 円	( 2.8 %)	1,014,006,751 円	( 2.8 %)	173,804,005 円	19,215 円
(前年差)	( 0.11 %)	( 600 円)	( -200 円)	( 0.13 %)	( 200 円)	( 200 円)	( 0.19 %)	( 700 円)	( 300 円)	( 0.43 %)	( 1,500 円)	( 300 円)	( 9,100 円)		( 3,050 円)		( 27,586,165 円)			

5 税率・賦課限度額改正状況

医療分

年度	応能割 %		応益割 (円)		課税 限度額	国の 限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
昭和46	2.6	30.0	2,160	3,360	80,000	80,000
47	↓	↓	↓	↓	↓	↓
48	↓	↓	↓	↓	↓	↓
49	↓	↓	3,000	4,200	120,000	120,000
50	↓	↓	3,600	5,400	↓	↓
51	↓	↓	6,000	8,400	150,000	150,000
52	3.0	↓	7,200	9,600	170,000	170,000
53	3.5	↓	9,600	12,000	190,000	190,000
54	4.0	40.0	↓	↓	220,000	220,000
55	↓	↓	↓	↓	240,000	240,000
56	5.0	50.0	↓	↓	260,000	260,000
57	↓	↓	↓	↓	270,000	270,000
58	↓	↓	↓	↓	280,000	280,000
59	↓	↓	↓	↓	300,000	350,000
60	↓	↓	↓	↓	↓	↓
61	↓	↓	↓	↓	330,000	370,000
62	↓	↓	10,800	13,200	370,000	390,000
63	↓	↓	↓	↓	390,000	400,000
平成元	↓	↓	↓	↓	400,000	420,000
2	↓	40.0	12,600	15,600	↓	↓
3	↓	↓	13,800	16,800	420,000	440,000
4	↓	35.0	15,000	18,000	440,000	460,000
5	↓	↓	↓	↓	460,000	500,000
6	↓	↓	↓	↓	↓	↓
7	↓	↓	↓	↓	↓	↓
8	↓	↓	18,000	21,000	500,000	520,000
9	5.2	31.0	23,000	↓	520,000	530,000
10	↓	↓	25,000	24,000	↓	↓
11	↓	↓	↓	↓	↓	↓
12	↓	↓	↓	↓	↓	↓
13	↓	↓	↓	↓	↓	↓
14	↓	↓	↓	↓	↓	↓
15	↓	↓	↓	↓	↓	↓
16	↓	↓	↓	↓	↓	↓
17	↓	20.0	25,800	24,600	↓	↓
18	↓	↓	↓	↓	↓	↓
19	↓	↓	↓	↓	↓	560,000
20	4.5	17.0	20,600	21,000	420,000	470,000
21	↓	↓	↓	↓	↓	↓
22	↓	↓	↓	↓	470,000	500,000
23	4.8	11.6	↓	↓	500,000	510,000
24	↓	↓	21,300	21,800	↓	↓
25	5.2	7.7	↓	↓	510,000	↓
26	↓	↓	↓	↓	↓	↓
27	5.5	3.8	24,000	21,800	520,000	↓
28	↓	↓	↓	↓	540,000	540,000
29	5.74	廃止	↓	↓	↓	↓
30	5.87	↓	24,300	21,400	580,000	580,000
31(R1)	5.94	↓	24,500	20,900	610,000	610,000
R2.3	6.02	↓	24,800	20,400	630,000	630,000

後期分

年度	応能割 %		応益割 (円)		課税 限度額	国の 限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
平成20	0.7	3.0	5,200	3,600	100,000	120,000
21	↓	↓	↓	↓	↓	↓
22	↓	↓	↓	↓	120,000	130,000
23	0.75	2.0	↓	↓	↓	140,000
24	↓	↓	5,400	3,700	↓	↓
25	0.8	1.3	↓	↓	140,000	↓
26	↓	↓	↓	↓	160,000	160,000
27	0.9	0.5	6,000	3,700	170,000	170,000
28	↓	↓	↓	↓	190,000	190,000
29	0.97	廃止	7,900	↓	↓	↓
30	1.17	↓	8,100	4,100	↓	↓
31(R1)	1.34	↓	8,200	4,400	↓	↓
R2.3	1.53	↓	8,400	4,800	↓	↓

県単位化  
↓

介護分 (40歳から64歳)

年度	応能割 %		応益割 (円)		課税 限度額	国の 限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
平成12	0.7	3.5	4,800	3,600	70,000	70,000
13	↓	↓	↓	↓	↓	↓
14	↓	↓	↓	↓	↓	↓
15	↓	↓	↓	↓	↓	80,000
16	↓	↓	↓	↓	↓	↓
17	↓	2.0	5,400	4,200	↓	↓
18	↓	↓	↓	↓	↓	90,000
19	↓	↓	↓	↓	↓	↓
20	↓	↓	↓	↓	↓	↓
21	↓	↓	↓	↓	↓	100,000
22	↓	↓	↓	↓	90,000	↓
23	0.75	1.4	↓	↓	100,000	120,000
24	↓	↓	5,600	4,400	↓	↓
25	0.8	1.0	↓	↓	120,000	↓
26	↓	↓	↓	↓	140,000	140,000
27	↓	0.7	5,800	↓	160,000	160,000
28	↓	↓	↓	↓	↓	↓
29	0.87	廃止	7,800	↓	↓	↓
30	1.02	↓	8,100	↓	↓	↓
31(R1)	1.2	↓	8,500	4,600	↓	↓
R2.3	1.38	↓	8,900	4,600	170,000	170,000

県単位化  
↓